

公認心理師法案 新旧対照表

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）抄（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三一、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	
	課税標準	税率

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三一、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	
	課税標準	税率

三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明
(注) 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十
四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の
規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手續代
理業務試験に合格した旨の付記は、新たなる該登録とみな
し、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条
(登録) の第二種作業環境測定士の登録を受けている者
が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第
一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたこ
とに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場

三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明
(注) 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十
四条の十一の三第一項（紛争解決手續代理業務の付記）の
規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手續代
理業務試験に合格した旨の付記は、新たなる該登録とみな
し、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条
(登録) の第二種作業環境測定士の登録を受けている者
が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第
一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたこ
とに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場

合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業
環境測定士の登録とみなす。

(略)

(八) 技術士法（昭和五十八年法律
第二十五号）第三十二条第一項

又は第二項（登録）の技術士又
は技術士補の登録

(略)

〔八の二〕 公認心理師法（平成二十
七年法律第 号）第二十八

条（登録）の公認心理師の登録

(九) 法令の規定により国行政機
関に備える名簿にする次に掲げ
る登録

(略)

(略)

登録

(略)

(八) 技術士法（昭和五十八年法律
第二十五号）第三十二条第一項

又は第二項（登録）の技術士又
は技術士補の登録

(略)

登録件数

万五千円
一件につき一

(略)

(略)

(略)

登録

(略)

(八) 技術士法（昭和五十八年法律
第二十五号）第三十二条第一項

又は第二項（登録）の技術士又
は技術士補の登録

(略)

(新設)

(略)

(略)

(九) 法令の規定により国行政機
関に備える名簿にする次に掲げ
る登録

(略)

(略)

合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業
環境測定士の登録とみなす。

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）抄（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一（略）

十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。

十二の二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

十四～九十三（略）

現行

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一（略）

十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。

（新設）

十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

十四～九十三（略）

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）抄（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八十八（略）

八十九 精神保健福祉士に関すること。

八十九の二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

九十 老人の福祉の増進に関すること。

九十一～百十一（略）

2（略）

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第八十九号まで、第九十号から第九十六号の二まで、第九十八号から第一百四

（所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八十八（略）

八十九 精神保健福祉士に関すること。

（新設）

九十 老人の福祉の増進に関すること。

九十一～百十一（略）

2（略）

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第八十九号まで、第九十号から第九十六号の二まで、第九十八号から第一百四

号の二まで、第一百二号、第一百四号及び第一百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3 (略)

号及び第一百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3 (略)

○アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）抄		（附則第九条関係）	（傍線部分は改正部分）
改 正 案	現 行		
附 則	附 則		
（厚生労働省設置法の一部改正）	（厚生労働省設置法の一部改正）		
第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。	第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。		
第四条第一項第八十九号の二の次に次の一号を加える。 <u>八十九の三</u> アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。	第四条第一項第八十九号の二の次に次の一号を加える。 <u>八十九の二</u> アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。		
（略） (削る)	（略） 第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、 第九十号から」を加える。		

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第

号）抄（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十一條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同項第八十九号の二の次に次の一号を加える。

八十九の三 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定する自殺対策の大綱をいう。）の作成及び推進に関すること。

第十八条第一項中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

現行

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十一條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同項第八十九号の二の次に次の一号を加える。

八十九の二 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定する自殺対策の大綱をいう。）の作成及び推進に関すること。

第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加え、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

附則

（アルコール健康障害対策基本法の一部改正）

第二十八条 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第一百九号）の一部を次のように改正する。

附則

（アルコール健康障害対策基本法の一部改正）

第二十八条 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第一百九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の二の次に一号を加える改正規定中「第四条第一項第八十九号の二」

を「第四条第一項第八十九号の三」に、「八十九の三」を「八十九の四」に改める。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正に伴う調整規定)

第二十九条 施行日がアルコール健康障害対策基本法附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、第十一条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の二の次に一号を加える改正規定中「同項第八十九号の二」とあるのは「同項第八十九号の三」とあるのは「八十九の四」とあるのは「八十九の四」(とし、第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定(同項中第四十六号の四を第四十六号の二とする部分に限る)及び前条の規定は、適用しない。

四条第一項第八十九号の二」に、「八十九の二」を「八十九の三」に改め、同法第十八条第一項の改正規定を削る。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正に伴う調整規定)

第二十九条 施行日がアルコール健康障害対策基本法附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、第十一条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定中「同項第八十九号」とあるのは「同項第八十九号の二」と、「八十九の二」とあるのは「八十九の三」とし、第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定(同項中第四十六号の四を第四十六号の二とする部分に限る)、第十一条のうち厚生労働省設置法第十八条第一項の改正規定(同項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える部分に限る)及び前条の規定は、適用しない。